

神崎市監査委員告示第6号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和6年12月18日
付け提出された「神崎市職員措置請求」について、同条第5項の規定に
より監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年2月14日

神崎市監査委員 松田 精里

神崎市監査委員 木原 憲治

(別紙)

決 定 書

第 1 請求人

3名 (略)

第 2 請求書の提出日

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

第 3 請求の要旨

請求書に記載された内容は、次のとおりである。(一部、補正後のものに変更したほかは、ほぼ原文のまま。)

- ① 前神埼市長 内川修治が令和 5 年 1 月 1 6 日から 3 月上旬にかけて実施された、ふるさと納税 P R 強化業務の公募型プロポーザルによる事業者選定において、不正を行ったことにより、不当な額(率)にて「ブルー・フラッグ」と契約した。

このプロポーザルによる事業者選定は、官製談合防止法違反(入札妨害)であり、裁判でも有罪となった。この違法行為により、本市と「ブルー・フラッグ」との間に契約したふるさと納税 P R 強化業務で、不当な率で契約を行ったことから、「ブルー・フラッグ」に支払う必要がない金額を本市に支出させた。

また、ふるさと納税に関連する事業において、現職市長の逮捕、起訴という事件になったことでふるさと納税額が激減していることが本市に損害を与えている。

上記の内容により、ふるさと納税 P R 強化業務で契約した率で「ブルー・フラッグ」に支払った金額から、ふるさと納税 P R 強化業務の公募型プロポーザルによる事業者選定において、企画提案書で最低の率契約予定額で算出した金額を差し引いた額を神埼市(神埼市長 實松氏)が、前神埼市長 内川修治氏に請求すること。

- ② 令和 6 年度以降の年度毎のふるさと納税額から令和 4 年度の

ふるさと納税額を下回る場合、その年度の金額から令和4年度のふるさと納税額を差し引いた額を神崎市（神崎市長 實松氏）が、前神崎市長 内川修治氏に請求すること。

第4 証拠書類（事実証明書）

- ・神崎市ふるさと納税 PR 事業における官製談合の新聞記事の写し（令和6年10月29日、令和6年11月13日掲載分）
- ・「神崎市ふるさと納税PR強化業務委託」の公募型プロポーザル審査結果の写し（当時、神崎市ホームページに掲載されていたもの）
- ・令和5年度決算書の写し（ふるさと納税PR強化業務委託料の支出額掲載ページ部分）

第5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、令和6年12月18日付けで受理した。

なお、当初提出された請求書の要旨では、請求対象が明確でなかったこと等により、12月24日に請求人に補正通知を発送し、請求人からの1月6日付けの補正書を1月7日に受理した。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び補正書などから、本件請求の監査事項を次のとおりとした。

- i) 公募型プロポーザルによる事業者選定を行ない契約した「ふるさと納税PR強化業務」の契約の違法性や公金支出の不当性について
- ii) ふるさと納税PR強化業務の公募型プロポーザルによる事業において、前神崎市長（内川修治氏）が不正を行ったことで、ふるさと納税額が激減するなど、神崎市が受けたとする損害について

2 監査対象機関

総務企画部 ふるさと納税推進室

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づく陳述の機会

を与えたところ、請求人から「陳述は不要である」旨の意向が確認されたため、陳述を行わなかった。また、新たな証拠の提出もされなかった。

4 監査の実施等

前記機関を対象として、令和6年12月20日に事前調査を実施し、令和7年2月7日に監査委員による対面での監査を実施した。

第7 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。
本件請求の①の請求は違法性・不当性が認められないため、請求人の主張には理由がないものとして棄却し、②の請求は不適切な請求のため却下する。

以下、請求人の主張、監査対象機関の説明及び調査結果を踏まえ、その理由について述べる。

1 請求人の主張

- (1) 違法行為により契約し支出した、「支払う必要のない金額」による公金支出、ふるさと納税額の激減による本市への損害について

ふるさと納税PR強化業務の公募型プロポーザルによる事業者選定において、不正を行い、不当な額（率）で「ブルー・フラッグ」と契約している。この契約は不当な率での契約であり、本来、支払う必要がない金額を含め、市に支出させている。

また、現職市長の逮捕、起訴という事件でふるさと納税額が激減していることが本市に損害を与えている。

- (2) 不当な率で契約して、市が「ブルー・フラッグ」に支払った金額と、他事業者が企画提案書で提案した最低の率で支払った場合の差額分の請求について

ブルー・フラッグが提示した率が、「不当な率」であり、この率をもとに市が支出した金額と、公募型プロポーザルによる事業者選定の中で、最低の率を提案した他事業者へ支払った場合の差額分が「支払う必要がない金額」であるため、この差額分を市が受けた損害として神崎市（神崎市長 實松氏）が前市長

内川修治氏に請求することを求める。

- (3) 令和6年度以降のふるさと納税額が、令和4年度のふるさと納税額を下回った場合に生じる、令和4年度のふるさと納税額との差額分の請求について

ブルー・フラッグと契約する以前の令和4年度のふるさと納税額を基準として、令和6年度以降のふるさと納税額が、令和4年度のふるさと納税額を下回った場合に生じる差額分を市が被った損害とし、神崎市（神崎市長 實松氏）が前市長内川修治氏に請求することを求める。

2 監査対象機関の説明

- (1) 令和5年1月16日から3月上旬にかけて神崎市が実施した「ふるさと納税PR強化事業」の公募型プロポーザルによる契約したことについては、当該公募型プロポーザルの公告で示した委託契約限度内（寄附金額の3％に相当する額）で契約しており、不当な額（率）ではないと考える。

また、委託料については、神崎市と受託者との業務委託契約書第7条第2項の規定に基づき支払いを行っている。

- (2)、(3) ふるさと納税の寄附額については、寄附者の所得額、国（総務省）の制度改正、社会状況の変化（令和の米騒動）により、大きく左右されるものであり、現職市長の不祥事の影響がないとは断言できないが、本市に損害を与えていることを客観的に示すことができる事実はないと考える。

以上のとおりであることから、本件請求に対し、棄却することを求める。

3 調査結果

本件請求について、以下の内容についての事実確認をした。

<業務名>

ふるさと納税PR強化事業業務委託

<公告>

令和5年1月16日付け神崎市公告第1号

<参加表明書提出者への参加資格要件の審査>

参加表明書提出者 8社

入札参加資格審議会 (令和5年2月7日実施)

副市長、部長6名で審議(部長10名中4名欠席)

合格者への通知 8社(令和5年2月9日付)

<辞退届の提出>

参加資格の要件審査で合格した者(8社)のうち、1社が辞退
(令和5年2月13日辞退届提出、2月14日受理)

<一次審査(書面審査)>

参加証明・業務提案書提出者 7社

評価部会員(書面審査) (令和5年2月21日実施)

部長2名、外部委員7名で審査(欠席者なし)

書面審査の結果、合格者は上位5社

合格者への通知 5社(令和5年2月24日付)

<二次審査(プレゼンテーション)>

一次審査の合格者5社を対象に審査

審査委員会評価部会 (令和5年3月4日実施)

部長2名、外部委員7名で審査(欠席者なし)

審査の結果、優先候補者1社、次点候補者1社を決定

(選考結果を各社へ通知 令和5年3月10日付)

<起工> 令和5年3月20日

(契約方法) 単一随意契約

(設計額) 寄付金額の3.0%(消費税含む)

(契約期間) 令和5年4月1日から令和6年3月31日)

<契約> 令和5年3月27日

(契約業者) 株式会社ブルー・フラッグ

(契約金額) 寄付金額の3.0%(消費税含む)

(契約期間) 令和5年4月1日から令和6年3月31日)

<委託料支払> 原則、毎月25日支払

(25日が土日祝日となる場合、翌開庁日支払)

支払額 55,173,671円

＜業務委託解除通知兼業務履行確認書について＞

(令和6年2月15日に手渡し)

令和6年2月13日の市長及び上記の契約業者代表などの逮捕により、本市では、上記契約業者の業務継続が困難と判断したため、上記契約業者へ業務履行継続の可否及び継続不可の場合の契約解除に関する通知兼確認書を、神崎市役所内の相談室で契約業者（従業員）に直接手渡し、回答書の提出を求めた。

＜業務委託履行確認書の回答書提出について＞

(回答書：上記契約業者より令和6年2月29日に提出)

(契約解除通知：本市より令和6年3月1日に送付)

上記契約業者（従業員）より、業務継続が困難である旨の回答を受け、契約解除通知を送付（手渡し）した。

(手渡す際に、顧問弁護士を通じて、逮捕された業者の代表者へ通知を届けてもらうように伝えた。)

＜違約金請求について＞

契約期間（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の途中での契約解除のため、業務委託契約の条文のとおり、業務委託料の10分の1に相当する違約金を支払う義務が、上記契約業者に発生したため、違約金請求を行なった。

【違約金対象：11か月分】

A：令和6年3月11日請求（令和5年4月から令和6年1月分）

B：令和6年3月26日請求（令和6年2月分）

※Bは、2月分委託料の支払額が確定した後にしか請求できないため、Aと同時期に請求できなかった。

＜違約金収入＞ 令和6年4月1日収入（A、Bともに）

収入額 5,473,366円（A+B）

4 監査委員の判断および理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の対象は、同項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。対象が財務会計上の

行為又は怠る事実に限られるのは、住民監査請求の目的が監査の実施によって地方公共団体の被った損害を補填し、もって地方財政の適正な運営を確保することにあるためである。

さらに違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとしても、その地方公共団体の財産的損害が発生し、又は発生しようとしていると認められる場合でなければ請求することができない（最高裁判決平成6年9月8日）ものとされており、職員等の行為又は怠る事実の結果、神埼市に具体的損害が発生していなければならないものであり、細部に至るまでの具体性はともかく、少なくとも、その損害額についての一定の合理性に基づく算定根拠の明示は必要であるとされている。

本件での請求は、前市長が与えたとする市への損害補填のために必要な措置を市（現市長）が講じることを求めるものであると思料する。

①の請求では、「ブルー・フラッグ」と契約した率と、他業者がふるさと納税PR強化業務の公募型プロポーザルで企画提案した最低の率で算定した金額の差額分を請求することを求めている。

このふるさと納税PR強化業務事業は、企画提案型の随意契約となる公募型プロポーザル方式で実施させている。この方式は先に事業にかかる上限金額を提示して、応募業者によるプレゼンテーションによって企画、内容の審査に重きを置いた業者選定方法となっており、内容を確認する中で、前市長の談合事実が介在しても、正当な率での契約ができていると判断している。

また、見積金額に対する評価の有無は事業ごとに異なるが、この事業では評価点100点中20点が金額評価となっている。

この事業の公告において「委託契約限度額」を示しており、金額面での差が出にくく、高額が問題となるような受注不正が起こりにくい選定方法になっている。また、2次審査（プレゼンテーション）の内容をみても、他業者と比較しても乖離した状況は見当たらない。

確認の結果、公募型プロポーザル方式の選定により不正な契約があるという事実は認められない。

②の請求については、本市の現職市長の逮捕・起訴などにより、令和6年度のふるさと納税額が減少しており、令和4年度のふるさと納税額を基準として納税額が減少したその差額分を請求することを求めている。

請求人の主張内容の合理性、正当性はさておくとして、そもそも令和6年度のふるさと納税額は本年3月末日を経過しなければ、その総額が確定しないことから、本監査時点において、令和6年度のふるさと納税額が同4年度の納税額に比して減少したか否かを検証することは不可能である。それ故、請求人の請求内容は、客観的に不可能なことを求めていることになる。

よって、本件①の請求は違法性・不当性が認められないため、請求人の主張には理由がないものと判断し、②の請求は不適切な請求と判断した。

第8 意見

本件請求に対する監査結果は前記第7のとおりであるが、市長を含めた全職員に対し、監査委員の意見を次のとおり付す。

本件事案の発生により、市民からの信頼を損なう事態が生じたことは、誠に遺憾である。

組織全体で、再発防止はもとより、一刻も早く市民への信頼回復に向けた取組みを示すことが重要であると考えます。

地方自治体職員は、公務員としての自覚に立ち、公金は住民から託された財産であるとの意識を持ち、関係法令及び規則を遵守しなければならないことは言うまでもなく、取扱いについては常日頃、細心の注意をもって処理を行わなければならない。

こうしたなかで、今後は、コンプライアンスの徹底に向けた各種研修を行うなど、職員間で法令遵守の認識を継続的に持つための積極的な取組みを行っていただくことを要望する。